能美市国土強靱化地域計画　改定について

1. 改定の背景

本市では、国の「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（平成 25 年 12 月公布・施行。以下「基本法」という。）及び「国土強靱化基本計画」（平成 26 年6月策定）に基づき、令和3年3月に「能美市国土強靱化地域計画」（以下「本計画」という。）を策定し、強靱化に向けた施策を推進してきた。

基本法制定以降も、全国各地で地震、台風、集中豪雨に伴う水害・土砂災害等が頻発し、甚大な被害が生じている。本市においても、令和4年8月の大雨、令和6年能登半島地震により大きな被害を受けた。加えて、高度経済成長期に集中的に整備された公共インフラの老朽化が顕在化している。

これらの災害で明らかとなった課題や社会情勢の変化等を踏まえ、本市の強靱化に係る取組の方向性を明確にし、施策を総合的かつ計画的に推進するため、計画期間の終了に伴い本計画を見直し、改定するものである。

2. 計画書の概要

1）計画の位置づけ

本計画は、基本法第 13 条に基づく「国土強靱化地域計画」にあたるものであり、次の計画期間における本市の強靱化に関する取り組みの方向性を示す指針として位置づけるものである。また、本計画は、国庫補助金等を活用するための基礎となる計画であり、財源確保の観点からも重要である。

2）計画の期間

令和8年度から令和 12 年度までの5年間とする。

3. 改定の概要

【改定のポイント】

1. 国土強靱化基本計画の改定（令和5年7月）を踏まえた見直し
⇒過去の大規模災害（令和元年台風 19 号、令和 2 年 7 月豪雨など）から得られた教訓等を踏まえた改定内容を反映

2. 石川県強靱化計画の改定（令和8年3月）を踏まえた見直し
⇒令和6年能登半島地震等の教訓を踏まえた石川県独自の改定内容を反映

3. 施策分野の設定による推進方針の整理
⇒各分野の取組内容を明確化し、計画全体のわかりやすさと実効性を高める構成に変更

4. 主な改定の内容　※赤字は主な改定箇所

1）基本目標　…変更なし

いかなる災害等が発生しようとも、以下の4項目を基本目標として、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた強靱化を推進する。

① 人命の保護が最大限図られること
② 本市の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
④ 迅速な復旧復興

2）事前に備えるべき目標　…国計画・県計画の改定に合わせて見直し

基本目標を達成するため、以下の6項目を事前に備えるべき目標として設定する。

① あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ
② 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ
③ 必要不可欠な行政機能を確保する
④ 経済活動を機能不全に陥らせない
⑤ 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる
⑥ 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

3）基本的な方針　…県計画の改定に合わせて見直し

本計画では、基本計画の基本的な方針を踏まえ、次の5つの基本的な方針のもと、本市の強靱化を推進する。

① 市民の生命と財産を守る防災インフラの整備・管理
② 経済発展の基盤となる交通・通信・エネルギーなどのライフラインの強靱化
③ デジタル等新技術の活用による国土強靱化施策の高度化
④ 災害時における事業継続性確保をはじめとした官民連携強化
⑤ 地域における防災力の一層の強化（地域力の発揮）

4）施策分野の設定　…国・県計画に合わせて新規追加

「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するための推進方針について、以下の9つの個別施策分野と5つの横断分野を設定して、整理した。

【個別施策分野】①行政機能・防災教育等　②住宅・都市　③保健医療・福祉　④ライフライン　⑤産業
⑥交通・物流　⑦農林水産　⑧国土保全　⑨環境
【横断分野】　⑩リスクコミュニケーション　⑪人材育成　⑫官民連携　⑬老朽化対策　⑭デジタル活用

5)起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)の設定　…県計画の改定に合わせて見直し

本計画においては、本市の地域特性や想定されるリスクを踏まえ、先に設定した6つの「事前に備えるべき目標」を達成するため、その妨げとなる 32 の「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」を設定し、それらを回避するための推進方針を定めた。

※計画本編においては、推進方針は施策分野ごとに整理して掲載

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)		主な改定理由 ●:国計画の反映、○:県計画の反映	推進方針
1	【人命の保護】 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-1	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の倒壊による死傷者の発生		建築物等の耐震化及び老朽化対策の推進、避難路の安全対策の推進、避難行動要支援者への支援体制の構築、先進の防災技術の活用、地域の防災力・災害対応力の向上、大規模盛土造成地の安全対策の推進、二次災害の防止
		1-2 【追加】	大規模火災(住宅地、林野等)による死傷者の発生	●能登半島地震での大規模火災や全国的な林野火災の教訓より	住宅地等に対する防火対策の推進、地域の消防力の向上、林野火災対策の推進
		1-3	大規模津波等による死傷者の発生		津波からの確実な避難をするための各種取り組みの推進、高潮対策や侵食対策等に向けた取り組みの推進、地域の防災力・災害対応力の向上
		1-4	洪水・高潮に伴う浸水による死傷者の発生(ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む)	●令和元年台風 19 号(北陸新幹線の車両浸水、千曲川氾濫)などの教訓より	長期的な浸水被害の解消に向けた対策の推進、各種機関との連携強化、防災情報の的確な伝達、地域の防災力・災害対応力の向上
		1-5	土砂災害(深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など)等による死傷者の発生		土砂災害への対応の強化、地域の防災力・災害対応力の向上
		1-6	暴風雪や豪雪等に伴う死傷者の発生		除雪体制の強化、大雪対策の推進、交通対策に向けた取り組みの推進
2	【救助・救急・医療】 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-1	消防等の被災等による救助・救急活動等の停滞		応急活動を担う機関の機能強化、応急活動の効率的な展開、道路ネットワークの確保、道路施設の維持管理
		2-2	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療・福祉機能等の麻痺		医療・福祉機能等の整備、道路ネットワークの確保、道路施設の維持管理
		2-3	災害そのものによる精神的苦痛、または劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理や広域避難による更なる身体的・精神的負担がもたらす、被災者の健康・心理状態の悪化による災害関連死の発生	○能登半島地震での災害関連死発生の教訓より	迅速な避難所の開設及び運営、避難生活の長期化に対する支援体制の整備
		2-4 【追加】	組織的な共助の活動が不足し、避難所の運営が機能不全に陥ることで、避難所環境が劣悪化する事態	○能登半島地震での県民の自助・共助意識の教訓より	防災教育の推進による市民一人ひとりの災害対応力の向上、避難所の適切な設置・運営、避難所運営体制の強化、災害支援団体との連携強化や災害ボランティア等の受入れ体制の整備、防災士や自主防災組織との連携強化、自主防災組織の活性化促進、避難所運営を担う人材の確保
		2-5	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止		家庭や地域、事業所における非常用備蓄の推進、物資供給体制の強化、上水道の応急給水体制の整備、代替手段の確保、各種事業者との連携強化、道路ネットワークの確保、道路施設の維持管理
		2-6 【追加】	想定を超える避難者の発生により、要配慮者や避難所外避難者、広域避難者の安否やニーズの把握が困難となり、支援が届かず生命に危険が及ぶ事態	○能登半島地震での広域避難対応、被災者支援、データ入力等の負担の教訓より	広域避難者の情報共有体制の整備、要配慮者の災害時支援体制の構築、避難所・避難者の情報把握、広域避難の実施体制の整備、要配慮者対策の推進、災害時健康管理体制の整備、デジタル技術の活用による避難所・避難者の情報把握
		2-7	孤立地域等の発生と長期化		関係機関との連携、上水道施設の耐震化、道路ネットワークの確保、道路施設の維持管理、大雪対策の推進、孤立集落への迅速な対応の実施
		2-8	大規模な自然災害と感染症との同時発生による避難所の機能の大幅な低下	●令和 2 年 7 月豪雨(球磨川の氾濫)などの教訓より	避難所で感染症対策の推進、災害時におけるトイレの調達手段及び処理体制の確立、下水道施設の耐震化
3	【行政機能の確保】 必要不可欠な行政機能を確保する	3-1 【追加】	市庁舎等の執務スペース不足により、応援職員や支援関係機関の活動スペースが足りず、関係機関間の情報共有や調整が滞ることで行政機能が十分に発揮できない事態	○能登半島地震での災害対応体制、受援・応援体制の教訓より	災害対策本部室等の執務室の機能強化、情報伝達体制の多重化、情報収集体制の強化
		3-2 【追加】	職員の多数が被災し出勤不能となり、指揮命令系統の途絶やマンパワー不足により行政機能が停止する事態	○能登半島地震での災害対応体制、受援・応援体制の教訓より	職員の危機管理意識の向上を図る防災教育、業務継続体制の確保、防災体制の強化と人材活用の推進、防災拠点等の機能強化・整備、防災・危機管理機能の維持・強化、支援人員の受入れ体制の構築

※計画本編においては、推進方針は施策分野ごとに整理して掲載

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)		主な改定理由 ●:国計画の反映、○:県計画の反映	推進方針
4	【経済活動の継続】 経済活動を機能不全に陥らせない	4-1	サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞		事業者による事業継続計画策定の促進、道路ネットワークの確保、道路施設の維持管理
		4-2	産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出		有害物質の漏えい発生時の対策の構築、住民への情報発信の強化、スマート保安の普及促進
		4-3 【追加】	食料等の安定供給の停滞に伴う、市民生活・社会経済活動への甚大な影響	●災害から得られた知見等より	食料の生産・流通等関係事業所の防災対策、農業水利施設の整備
		4-4 【追加】	異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響	●災害から得られた知見等より	水道施設の耐災害性の強化、渇水対策体制の整備
		4-5	農地・森林や生態系等の被害に伴う地域の荒廃・多面的機能の低下		農地・農業水利施設等の保全管理の推進、災害に強い森林づくりの推進、農林業の担い手の確保・育成
5	【ライフラインの早期復旧】 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	5-1	テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態	●デジタル化の進展より ○能登半島地震での災害広報・情報発信の教訓より	住民等への情報伝達体制の強化、防災意識の向上及び防災活動の推進、各種事業者との連携強化、代替手段の確保
		5-2 【追加】	発災直後の偽・誤情報の拡散により救助・支援が遅れる事態	○能登半島地震での災害広報・情報発信の教訓より	公式情報発信体制の強化、現場との正確な情報共有、住民への情報リテラシーの強化
		5-3	ライフライン(電気、上下水道、燃料等)の長期間にわたる機能停止		上水道施設の耐震化の推進、下水道施設等の耐震化及び更新の促進、給水対策の強化、代替手段の確保、各種事業者との連携強化、減災への取り組みの推進
		5-4	幹線道路の分断など、基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響		道路ネットワークの確保、複数の輸送ルートの確保、大雪対策の推進、道路施設の維持管理
6	【地域社会・経済の復興】 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	6-1 【追加】	自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態	●社会情勢の変化（仙台防災枠組※の実践）より	復興事前準備の推進、行政機能の機能保持
		6-2	災害対応・復旧復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等)の不足等により復興できなくなる事態	●行政主導の対策だけでは対応が困難となっているため ○能登半島地震での受援・応援体制の教訓より	市民一人ひとりの災害対応力の向上、自主防災組織の強化、災害ボランティアの活動環境の整備、建設産業の担い手確保・育成、建設業界等との応急復旧体制の強化
		6-3	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態		災害廃棄物の処理対策の推進
		6-4 【追加】	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	●災害から得られた知見等より	応急仮設施設や用地の迅速な供給、地籍調査等の推進、建設産業の担い手確保・育成
		6-5 【追加】	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失	●災害から得られた知見等より	文化財の防災対策の推進、地域コミュニティの活性化
		6-6 【追加】	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響	●災害から得られた知見等より	事業者による事業継続計画策定の促進、風評被害を防止する情報発信
		6-7 【追加】	やむを得ず避難した住民が、避難生活の長期化等により集落に戻らないことで、集落の生活基盤、地域コミュニティが消失し、復興できなくなる事態	○能登半島地震での避難生活長期化の教訓より	迅速なインフラの復旧・復興、農林業の担い手確保、復興に関する適切な情報発信

※仙台防災枠組：2015 年 3 月に宮城県仙台市で開催された「第 3 回国連防災世界会議」の成果文書。その中で、「より良い復興：ビルド・バック・ベター」（災害復興段階において、抜本的な災害予防策を実施し、より強靱な地域づくりを行うという考え方）が優先行動の一つとして位置づけられた。